

長生園 ホームヘルプサービス 《 利用料 》

特定事業所加算（Ⅱ）により基本単価に10%の加算として掲げる【(1)～(4)】

(令和元年10月1日改正)

(1) 身体介護

1回の利用料金

(単位：円)

サービス時間	保険金額		利用料
	基本保険単価	特定事業所加算(Ⅱ) 保険単価	
20分以上30分未満	2,490	2,740	274
30分以上1時間未満	3,950	4,350	435
1時間以上1時間半未満	5,770	6,350	635

※ 所要時間 30分増す毎

基本保険単価に830円（利用料83円）加算

(2) 生活援助

1回の利用料金

サービス時間	保険金額	利用料
20分以上45分未満	2,000	200
45分以上60分未満	2,460	246

(3) 加算料金

サービス内容	保険金額	利用料
緊急時訪問介護加算（1回につき）	1,000	100
初回加算（初回の月）	2,000	200

(4) 身体介護+生活援助

加算する額

サービス時間	保険金額	利用料
20分以上45分未満	660	66
45分以上70分未満	1,320	132
70分以上 90分未満（198単位を限度）	1,980	198

(5) 介護予防・生活支援サービス 訪問型サービス（要支援1・2）

1月につき

サービス内容	保険金額	利用料
週1回利用（60分未満）	11,720	1,172
週2回利用（60分未満×2回）	23,420	2,342
週3回以上利用（60分未満×3回）	37,150	3,715
初回加算（初回の月）	2,000	200

(6) 介護予防・生活支援サービス 訪問型サービス（事業対象者）

1月につき

サービス内容	保険金額	利用料
週 1 回 程 度	11,720	1,172
週 2 回 程 度	23,420	2,342
週 3 回 程 度	37,150	3,715
初回加算（初回の月）	2,000	200

(7) 介護職員処遇改善加算Ⅰ

加算率13.7%として、所定サービス費（利用料）に加算率を乗じた額が加算されます。

(8) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ

加算率6.3%として、所定サービス費（利用料）に加算率を乗じた額が加算されます。

- ・利用料については、負担割合証に提示された割合による利用者負担額となります。
- ・2割負担及び3割負担の方につきましては、保険金額に20%又は30%を乗じ算定します。
- ・夜間（午後6時から午後10時）又は早朝（午前6時から午前8時）の場合は、所定の料金に25%加算となります。
- ・深夜（午後10時から午前6時）の場合は、所定料金の50%加算となります。